

3 会財政の現状と課題

(1)会財政の現状

以下引用する決算書、各答申書等はいずれも下記のURLを参照されたい（東弁会員ホームページ>会務情報>財務情報）。

https://www.toben.or.jp/members/kaimujouhou/post_521.html

ア 財政規模

東弁の財政規模は、2021年度は次のとおりである。

収入 21億6368万円

支出 18億3009万円

収支差額 21億6368万円

2016（平成28）年度から3年続けて赤字であった東弁一般会計は、2019（令和元）年度に黒字化し、2020（令和2）年度、2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、支出が減少した面もあり、3年連続の黒字となった。

イ 会費減額

東弁の財政改革が始まったきっかけとなった会費減額問題は、2021（令和3）年8月の臨時総会において65期以降会員の会費2000円減額の恒久化、2022（令和4）年3月の臨時総会で全員2000円減額の会則改正を決議し、全員減額は、2022（令和4）年12月から実施されている。

会費減額は、会費収入の減少をもたらすが、一方で、新入会員及び中途入会員が存在することから、財務状況シミュレーションによれば、2026（令和8）年まで減少が続いたあと2027（令和9）年からは増加に転じると予測している。時期繰越金額は、事業活動支出を前年度比101%で推移することを前提とすれば、2021（令和3）年度末の1,599,108,844円から、15億円前後で細かな増減を繰り返し、2029（令和11）年度末に16億円程度になると予測されており、突発的な変動要因がない限り、一定程度安定するだろうといえる。

ウ 財政規律の確立

(ア) 財政改革実現ワーキンググループ

会費減額までの道のりは、2018（平成30）年度に立ち上げられた財政改革実現ワーキンググループ（山岸憲司座長。以下「財政改革実現WG」という。）において財政規律の確立を目指し、各分野における支出の削減についてまとめ、3次の答申書を執行部に提出し、全員2000円減額の実現に至った。

財政改革実現WGは、設置期限を迎え、その提言にある人件費関連の削減は別として、会費減額で一定の区切りをみたため、2021（令和3）年度末で設置期限の延長はなされなかった。

(イ) 財務改善推進プロジェクトチーム

2022（令和4）年度は、予算の執行状況の報告を受けて意見を述べる他、本会の財政の合理化に関する具体的施策を会長に意見具申することを目的とする財務改善推進プロジェクトチー

ム（大井暁座長。以下「財務改善 PT」という）が設置されて活動している。

その職務は、

- ① 財政改革実現ワーキンググループの答申の実現状況の調査
- ② 本会の予算執行状況の報告を受けて意見を述べること
- ③ その他、本会の財政の合理化に関する具体的施策の提言となっている。

エ 会館問題

弁護士会館は、東京三会及び日弁連の所有であり、持分比率に応じて維持管理費、修繕費等を負担している。東弁はクレオを含め、もっとも持分比率が高く、約 36%を有している。

2020（令和 2）年度から 2021（令和 3）年度にかけて、弁護士会館 20 年目大規模改修が実施され、その総工費約 4 億 7000 万円、東弁の負担金は約 1 億 7000 万円に上った。

費用面では、2021（令和 3）年度に不合理な工事の進め方に対して異議が出て、施工業者から一定額の減額を受けるとともに、施工業者の関係会社である管理会社の管理体制、費用の見直しも行われ、最終的には年間総額約 6000 万円の管理費を削減した（東弁部分は約 2000 万円）。

また、千住ミルディスについては、千住ミルディス物件利用・売却検討ワーキンググループの答申に従い、北千住法律相談センター部分を賃貸する方向である。

オ 2022（令和 4）年度

（ア） 職員人件費問題

東弁の職員の人件費が高いに比して高水準にあることは財政改革実現 WG でも指摘され、何らかの方策の検討が必要であることは指摘されてきた。

2021（令和 3）年度の執行部は、職員の人事評価基準の見直しと賞与支給基準の見直しを進め、春闘において賞与の見直しを提案して、年度内に妥結しなかった。

2022（令和 4）年度執行部は、職員との面談をはじめ、粘り強い交渉を継続して、おおむね賞与の予算が確定できる範囲内で妥結し、今後の人件費改革の端緒を開いた。

（イ） 法教育日当の引き下げ

2021（令和 3）年度から始まった法教育日当の引き下げに関する教義は、年度内に解決せず、2022（令和 4）年度に持ち越されたが、従前 1 万円であった日当を 7000 円に引き下げることで協議が成立した。

（ウ） 77 歳以降会員の会費免除の見直し

2022（令和 4）年度の財政面での執行部の活動としては、同年末の時点で、77 歳以上会員の会費減額につき、これを申告制に変更する会則改正が提案されている。

財政に資するのであれば会費の免除を受けずに支払をしたいと申し出た会員がいたことが提案の端緒になっていると認識しているが、会則改正については、先進会員の会費免除に対して意見を有する若手会員もあり、77 歳以降も会費を支払いたい会員もいることから全体の調和のための会則改正であると説明されている。

(2) 会財政の課題

ア 財政規律の確立

全会員会費減額は実現したが、他会に追随して2018（平成30）年に会費を減額できなかったのは財政規律に問題があったからであることは間違いなく、引き続き、財務体質の強化は不可欠である。予算執行における適切な管理と、無駄な支出をしないという会運営は地味ではあるが、最重要である。これには執行部と事務局の取組が不可欠である。

財務改善PTは、財政規律の確立、財務体質の強化という観点から、適切に検証作業を行うべきであるが、執行部としても例えば同PTや、財務委員会等の意見に真摯に耳を傾ける姿勢が必要であろう。

イ 会員増問題

東弁に新規登録する弁護士の数、他会より少なくなったことは衝撃であった。会費減額問題はここにも端緒があった。東弁は新入会員増加プロジェクトに取り組み、2021（令和3）年度は会長と担当副会長が大規模事務所への説明に赴くなどの活動をしてきたが、日弁連会長選挙に所属会がそれなりに影響するという感覚や、会費が横並びになったこともあってか、大手事務所の中でも三会分散登録の動きが出始めている。

これにとどまらず、東弁は小規模事務所に対するサポートが手厚く、最大規模の企業内弁護士を擁している、研修が充実しているなどの特色があり、長い伝統に裏打ちされた魅力がある。これを発信して、会員増ひについては会費収入増につなげる地道な努力は必要である。

ウ 会館問題

今後は、30年目の大規模改修、さらには建て替え等について検討する必要がある。これらについては、決算の状況をみながら早めに議論を始めることが必要と考える。

また千住ミルディアの帰趨はまだ決しておらず、早い段階での賃貸が望まれる。

エ システム改修問題

東弁のシステムは6年後に大規模改修を迎える。また細かな更新・改修も必要である。

システムの全容は、会員からはブラックボックス化しているわけであるが、2022（令和4）年度にシステムについては、前年度理事者、今年度理事者、職員、嘱託で構成する情報システム対応室が設置され、定期的な会議により検討されている。

早い時期に構築されたシステムは、改修に多額の費用がかかり、予算を圧迫する。またポータルサイトをはじめ、弁護士の業務の効率化を含めてDX化の推進も求められる。長期的な視野にたって、対応を進めることが重要となる。

(3) 当会のスタンス

東弁の存在意義が、人権擁護活動、市民に対して充実した法的サービスを続け、司法に対してプレゼンスを示しつつ、社会正義を実現する活動をするにありに異論はないだろう。

そのための財政規律であり、会館であり、事務局であり、業務システムである。

東弁の活発な活動を持続するための財務の在り方について、当会は、今後も引き続き、建設的かつ具体的な提言を行ってゆきたい。

以 上